

開発許可、宅造許可を受けられる皆さまへ

土砂災害特別警戒区域について

土砂災害防止法を所管している大阪府河川室より裏面のとおり周知文書が出ております。

このため、開発許可や宅造許可を受けられる場合、次の点にご注意ください。

注意点

- ① 斜面地で開発を行う際は、土砂災害特別警戒区域の指定の状況を確認してください。
- ② 土砂災害特別警戒区域が含まれる場合は、所管の土木事務所と土砂災害防止法の許可について協議してください。
- ③ 新たな開発行為等においても、傾斜度 **30°** 以上、高さ **5m** 以上の場合、土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域等に指定される可能性があります。
造成計画において法面の斜度を緩くするなど、土砂災害防止法による区域の指定要件に合致しない、より安全な計画をお勧めします。

土砂災害防止法について※

土砂災害防止法とは、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

現在、順次区域の指定を行っております。公示図書については、市町村、最寄りの府土木事務所でご覧いただけます。また、大阪府のホームページからご覧いただけます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/>)

現在、指定されていない区域も、地形条件により、今後、指定されることがあります。

(今後の調査予定箇所についても大阪府ホームページからご覧いただけます。)

○土砂災害特別警戒区域では、開発許可・建築確認等の申請にあたって、次の点にご注意ください。

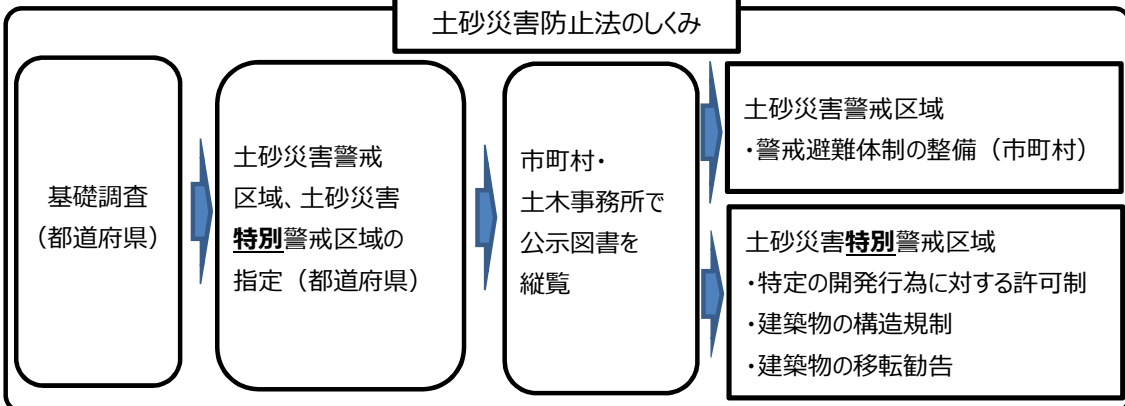
①住宅宅地分譲や要配慮者利用施設建築のための開発行為は、都市計画法の開発許可とは別に土砂災害防止法に基づく許可が必要です。

②居室を有する建築物は、建築基準法施行令第80条の3の規定により、作用すると想定される衝撃等に対して、建築物の構造の安全性確保が必要です。(建築確認を要する場合は建築主事を置く地方公共団体、または指定確認検査機関)

③土砂災害防止法では、自然災害である土砂災害に関して、土砂災害が発生するおそれがある土地を対象とし区域指定することとされています。よって、都市計画法や宅地造成等規制法の許可基準を満たしていても、傾斜度30°以上、高さ5m以上の場合は、区域指定する可能性があります。

(土砂災害防止法に基づく特定開発行為及び区域指定については、最寄りの府土木事務所及び河川室までお問い合わせください。)

土砂災害防止法のしくみ



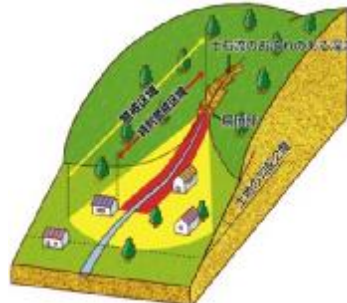
土砂災害の種類

●急傾斜地の崩壊



傾斜度が30°以上である
土地が崩壊する現象

●土石流



山腹が崩壊して生じた土石等
または溪流の土石等が一体と
なって流下する自然現象

●地すべり



土地の一部が地下水等に起
因して滑る自然現象又はこれに
伴って移動する自然現象

※正式名称：「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

問い合わせ先 大阪府都市整備部河川室河川環境課管理グループまたは、砂防グループ

TEL 06-6941-0351 (代)